明照ゼミの年間予定

・交流会(3回)

7月:松山・愛媛・海上保安大学(校)刑事法研究会(個人的につながりのある各大学の刑事法研究者が 担当するゼミ間における交流会)

2012 年度から実施

ゼミ全員が参加となる/2~4年生

本刑事法研究会は、海上保安大学校と松山地区の大学(松山大学又は愛媛大学)を交互に会場として利用する。会場を海上保安大学校とする場合、参加者は2~3年生となり、4年生は自由参加となる。

2016年度は、海上保安大学校を会場とする予定である。

9月:松山・愛媛・広島大学刑事法研究会(個人的につながりのある各大学の刑事法研究者が担当するゼミ間における交流会)

2007年度から実施

ゼミ全員が参加となる/2年生~4年生

本刑事法研究会は、広島大学と松山大学を交互に会場として利用する。なお、2015 年度は、刑事 法研究会の際に、台湾國立成功大學法律學系主任(法学部長)に御講演戴いた。

2016年度は、松山大学を会場とする予定である。

11月:台湾中央警察大學及び台湾玄奘大學における報告会及び交流会

2014 年度から実施

参加者は、希望者のみ/3年生

報告会及び交流会は、台湾中央警察大學及び台湾玄奘大學を会場として利用する。なお、2015 年度は、上記の両校に加えて、台湾東呉大學を訪問した。

討論会(1回)

11月: 学内討論会(各学年のゼミ生は、下記に挙げる事例問題に対して解決策を示した上で、議論する。 2011年度から実施

ゼミ全員が参加する/2年生~4年生

•活動記録

1月:年間のゼミ活動について、各学年のゼミ生が作成する。活動記録の冊子が完成するのは、例年2月 末となっている。

2012 年度から実施

ゼミ全員で作成する/2年生~4年生

学内討論会の問題

2011 年度

刑法総論

京都の名家に生まれたXは、幼少の頃から英才教育を受け、家族や親戚から将来を期待されていた。また、X自身も自分は優れていると自負していたが、高校3年の冬、某有名大学の受験に失敗した。そのことで、家族や親戚一同から強く非難された。この頃から、Xは両親に強く反発するようになった。大学卒業後、Xは妻Bと結婚し、子供にも恵まれたが、両親の家に同居し、定職に就かず、ふらふらと祇園の街を出入りしたり、インターネット上での株取引に熱を注いだりしていた。BはそんなXに不満を持ち、たびたび喧嘩をしていた。

2011年12月23日朝、朝帰りしたXはBと口論になり、Bは家出した。そのことでXも自暴自棄に陥り、

自分も家出をし、父Aを驚かせて、前々から目論んでいた I Tベンチャーの営業資金を調達するとともに、Bの帰宅を促そうと思い立ち、同月 25 日午後 8 時頃、仕事から帰宅してきたAに対し、同日午後 10 時までに家出に要する費用として 1000 万円用意するよう要求した。しかし、その要求は断られ、さらに、AがXの暴行を恐れて近隣のXの叔父宅に身を寄せるなどしたため、Xはその仕打ちに憤慨し、同日午後 10 時 30 分頃、家人がいないのに乗じてA宅のリビングに、先祖伝来の掛け軸やタンスなどを積み重ね、放火をし、その場を立ち去った。

しかしXは、裏手のY宅の門に差しかかったところ、屋内から炎上する火勢を見て恐怖心を起し、Yに対して「A宅に放火したのでよろしく頼む」と叫びながら走り去った。それにより、これを聞いたYが、直ちにA宅に駆け付け、消火を行ったため、掛け軸の一部が燃えただけにとどまった。

Xの罪責について論ぜよ。

刑法各論

Xはかねてより同僚が「新居浜出張の際には新居浜―伊予西条間の乗車券を購入して、松山駅で降りるときには伊予北条―松山間の定期券を呈示すれば運賃を浮かすことができる」という話を聞いていた。

そこで、Xは、実際に新居浜に出張した帰りにその手を使おうと思い立ち、新居浜駅にて伊予西条駅までの乗車券を購入して乗車し、伊予西条駅では降りずに松山駅まで行き、松山駅の改札口では伊予北条一松山間の定期券を呈示した。

Xの罪責について論ぜよ。

2012年度

経理課課員であるA(女性)は、商社である甲社の「スティック・シュガー」を取り扱う営業課課員であるB(男性)に対して、「昨年度は認められた出張旅費の支払を、恣意的に今年度は認めない」等の運用を行ったり、「Bが出張先で行った当該喫茶店への訪問は、営業ではなく、単なる休憩であるから、日当の支払対象とはならない」等の根拠のない指摘を行うことによって、Bをイラつかせていた。

Bは、2012年2月14日22時頃、Aが妻子のある人事部部長C(男性)とホテルから出てきたところを目撃してしまった。この一件を経て、Aは、今まで以上に、Bに対して明確な嫌がらせを行うようになったが、出張の多いBとしては、Aの顔を見ることに限界を感じるようになっていた。そして、Aは、人事部長Cと不倫関係にあるため、BがAの人事異動を提案した場合、むしろBにとって不利な取り扱いがなされる可能性が高かった。

Aとの人間関係に疲れてきたBは、そろそろ「最終的な決着」をつけようと思っていたが、2012年8月2日23時頃、Bは、たまたまAがCと別れて帰宅しているところを目撃した。AはBに気づかなかったので、Bは、Aを30分程尾行し、人影がまばらとなってきた頃を見計らい、節電のため街路灯が消されて暗くなっているところに差しかかかった時、背後からAに襲い掛かり、まず首筋付近を携帯していたバタフライ・ナイフで突き刺した。Bの刺突と同時に、Aは、恐怖と激痛のあまり、態勢を崩し、仰向けとなったので、この機会に、Bは、さらにAの心臓付近を3回突き刺した。首筋からの失血と心臓からの失血が相俟って、Aは、動かなくなってしまった(検視の結果、「Aは、Bの刺突後、20分経過して死亡した」とされている)。

Bは、暫しの間茫然としていた。Aが動かなくなってから 3 0 分経った後、落ち着きを取り戻し、その場を立ち去ろうとしたが、Aが日頃から常にブランド品を見せびらかし、「財布には常に 1 0 0 万円ほど入っている。お前と違い、私は金があるのだよ」と言っていたことを思い出した。それで、B は、「今日も、持っているに違いない」と思い、Aのカバン等を物色したところ、財布が見つかった。財布は、予想通り、かなりの厚みがあったが(のちに、財布には、102 π 9,000 円(壱万円札、102 枚;壱千円札、9 枚)入っていたことが判明した)、B は、その財布を持ち去った。

Bの罪責について論ぜよ(特別法違反は除く)。

2013年度

S.S.大学の学生であるD (21 歳) は、2013年6月10日~17日の間、国際ボランティアフォーラムに出席するため、東南アジアのA国を訪れた。この国際フォーラムでは活発な議論が展開されたので、参加者にとって、「自分たちが生活している地域において何ができるのか」を真摯に考える機会となった。Dも、他の

参加者同様、「困っている誰かのために働きたい」という思いを強くしていた。

このような中、Dは、国際フォーラムの「最終日」に開催された「フェアウェル・レセプション」に出席していた。レセプションの際に、Dは、自称 I 国人である男性X(仮名)と仲良くなった(Xは、中東系の顔立ちをしていたが、I 国からのレセプション参加者名簿の中に、Xの名前がないことが後に判明した)。Xは、「I 国において、政府から迫害を受けている人の支援を行っているが、今後、I 国国内で活動を続けていくのが難しい。」という話をしていた(Xは、非常に流暢な日本語(標準語)で話していた)。Dは、Xに対して、「私は、日本国内で政府から迫害されることなく生活している。一方で、I 国には迫害されている人がいる。このような不合理は許されない。自分にできることは限られているが、できることは何でも支援したい。」と応じていた。意気投合した両者であったが、Xも、Dと同じ便で日本に行くことが分かった。そこで、日頃、Xの活動を助けているYがDとXをK国際空港まで車で送ることについて、XがDに提案し、Dが、これを受け入れた。

DとXは、Yの運転する車で、K国際空港に向かったが、同空港に到着した。チェックインの手続が開始されるまでまだ時間があったため、Dは、XとYと一緒に、喫茶店に入ることにしたが、その時、Xから相談を受けた。Xは、「この紙袋を日本にいる私の弟であるZに渡したい。Zは、中東のI国国内で迫害されて日本に逃げてきた同朋の当面の生活場所を確保するとともに、第三国(アメリカ等)に送り出すためのボランティア活動を行っている。私は、I国国内で迫害されている同朋を日本に逃れるための活動をしているが、I国国内の事情が急変したため、急遽、I国に帰国しなければならなくなった。そこで、この紙袋をZに渡してほしい。Zは、成田空港の入国出口のところで、『歓迎 WEICOME N様(H&S企画)』と書かれた紙をもって待っている。この紙袋をZに渡してくれたら、引き換えに『50万円』の入った紙袋を渡すことになっている。」と言った。不審に思ったDは、紙袋の中を覗き込んだ。その紙袋には、偽造パスポート10冊(「日本国」を含めて数カ国のパスポートが入っていた)とチョコレートの図柄の入った缶(1 缶 400g 弱)が3個入っており、缶の蓋がセロハンテープで何重にも巻かれていた。Dは、「缶の蓋がセロハンテープで何重にも巻かれていた。Dは、「缶の蓋がセロハンテープで何重にも巻かれていた。Dは、「缶の蓋がセロハンテープで何重にも巻かれていた。Dは、「缶の蓋がセロハンテープで何重にも巻かれていた」ことに対して「なんとなく怪しい。」と思った。XがDに紙袋を渡す時、「自分が日本まで持っていって、直接Zに手渡したいが、日本に行けなくなって残念である。是非とも、この缶を御土産としてZに渡してほしい。」と申し述べたが、この疑念を払拭するには至らなかった。

Dは、学生生活を勉強に打ち込んでいるため、生活費に事欠くこともあり、現金 50 万円は魅力的であった。しかし、「これを持込むとまずいことになる」と思い、断ろうとした丁度その時、Dは、日本の難民認定率を思い出した。日本の難民認定率は、0.56%であるのに対して、アメリカの 50%、イギリスの 25%、韓国の 11%であるため、他国と比較すると、日本の難民認定率は、かなりの低率に留まっている。そこで、Dは、「日本では、難民認定率がかなり低率であるため、I国人が日本において難民認定を受けることは、殆ど絶望的である。この紙袋を持ち込めば、日本で苦しんでいる I国人が他国に出国し、新たな生活を送ることができるかもしれない。」という考えに至った。そして、税関検査の際に、「A国への渡航目的は、国際ボランティアフォーラムに出席することです。世界各国から同年代の若者が出席していました。」と言えば、なんとかなるかもしれないと思い、Xの依頼を受容れた。Dは、受取った紙袋を自分のキャリーバックの中に入れた上で、機内預託荷物として預けた。キャリーバックは、航空機に搬入させて成田空港まで運ばれた。

Dは、申告欄の「他人から預かった物」の欄に、「いいえ」と書いて、税関に提出した。A国への渡航目的について、「国際ボランティアフォーラムに出席することが今回の渡航目的です。」と述べたが、当初予定した言葉をすべて述べることができず、さらに、言葉も小さく途切れ途切れとなってしまった。これを怪しく思った税関職員Aから、別室同行するように要請された。Dは、Aのあとをついて別室において、Dのキャリーバックに対してX線検査をしたところ、紙袋の中にある缶の中身が黒く映し出された。Aは、Dの承諾を受けて缶を開封しようとしたが、Dは、「これは、友人Xからその弟Zに対する御土産である。私の一存で勝手に開けることはできない」旨申し向けた。数分のやり取りがあった後、Dは、しぶしぶAの要求を受け入れた。缶を開封すると、白い結晶体の入ったナイロン袋が入っていた。この粉末は、検査の結果、覚せい剤であることが判明した(粉末は、約1kg入っていた。この粉末の末端価格7,000万円~8,000万円程度である)。

Dは、覚せい剤輸入罪で起訴されたが、Dには、覚せい剤輸入(未遂)罪の成否について論ぜよ。

2014年度

以下の事実関係に基づき、Xについて、①殺人罪の成立を肯定する立論と、②殺人罪の成立を否定する立 論とを、それぞれ記述せよ。

- 1 Xは、無断外泊して帰宅した娘のA (16 歳) と口論となり、「うるさい、くそじじい」などと言われたことに憤激のあまり、某日午前8時50分頃、P市市営住宅51号室前階段付近において、同女に対し、所携の刃体の長さ約13.2cm の出刃包丁を投げつけてその後頭部に命中させ、同女に左後頭部刺創を負わせた。同女は、同市内所在のQ病院に運ばれたが、同日午後11時頃、小脳刺創及び頭蓋内出血により死亡した。
- 2 目撃者B及びXの妻Cの各供述を中心とした関係証拠によれば、犯行に至る経緯、犯行状況等として以下の事実が認められる。
- (1)被害者Aは、Xの一人娘であるが、Xは日頃Aを大変かわいがり、自分や2人の息子が高校を卒業していないことからAには無事卒業してもらいたいと切望していたところ、Aは、本件の1か月ほど前から外泊を繰り返し、本件の1週間くらい前から無断での外泊もするようになったので、Xはこれを注意していた。さらに、本件当日に予定されていたAの高校での親を含めた三者面談について、Xは、被害者が高校を卒業できなくなるのではないかなどとひどく心配していたが、Aがその前々日に無断外泊をしたので、Xは、本件前日の夕食の際、Aに対して当夜は外泊しないよう強く注意した。
- (2) Xは、飲酒すると攻撃的になって、ささいなことでも自分の思うようにならないと怒り出し、「ぶち殺すぞ」などと言って妻に対して暴力を振るったり、食器等の物を投げつけたりすることもよくあり、本件1か月くらいからは、妻の足元などに出刃包丁を投げつけるようにもなった。Xは、Aに対しては、怒鳴りつけることはあっても暴力を振るうことはなかったが、本件の1週間くらい前には、外泊のことに関してAに対して出刃包丁を振りかざしたことがあった。
- (3) Aは、上のように本件前日の夕食の際外泊をしないように強く言われたにもかかわらず、当夜も行き 先を告げずに外出して帰らなかった。これを知ったXは、怒ってCに当たり散らすなどした上、焼酎を飲 んで眠った。
- (4) 翌朝、Xは起きてすぐ残りの焼酎1合を飲んだ。Xは、午前8時過ぎ頃、帰宅したAに対し、「お前、どこに行っていたんだ。何をしていたんだ。お前なんかいらない。出ていけ。ぶっ殺してやる」などと激怒して怒鳴りつけたのに対し、Aが「くそじじい」などと口答えをして口論となった。Xは、台所の流しの下から出刃包丁を奪い取り、Aに逃げるように言ったので、Aは玄関から屋外に逃げた。ついで、Xは、今度は箪笥からAの衣類を取り出し、「出ていけ」などと怒鳴りながらこれを次々に玄関から外に放り投げた。そして、Xは、再び台所の流しの下前記出刃包丁(刃体の長さ約13.2cm、重さ約178g)を持ち出し、「殺してやる」とつぶやきながら外に出た。その際、妻は再び外に向かって「逃げろ」と叫んだ。
- (5) Aは、玄関から出て、いったんは 51 号室出入口階段の途中に腰を下ろしていたが、前記Cの声を聞いたため立ち上がって歩いて降りかけたとき、Xが部屋から外に出てきた。Xは、階段の降り際に立ち止まり、右手に持った前記出刃包丁を頭部右側付近に振り上げて、階段を降りつつあったAの方に投げつけた。その時、Xは階段の一番上に、Aは階段の上から6段目付近におり、Aの頭部はおおむねXの足元の高さにあって、2人の間の水平距離は約3.3mであった。
- (6) Xが投げた出刃包丁はAの後頭部に突き刺さり、その後階段上に落下した。Aは、出刃包丁が当たった後、両手を後頭部にあてがい、そのまま階段を下りて道路を歩いて行った。Xも、階段を降り、包丁を拾って、Aの後をしばらく歩いてついていった。Aは近くのそば屋付近まで歩いていったが、Xは、Aを立ち止まって見ており、その後引き返した。
- (7)被害者は、左後頭部に深さ約3cmの小脳に達する刺創を負い、同日午前11時頃、収容先の病院で小脳刺創及び頭蓋内出血により死亡した。
- (只木誠編著『刑法演習ノート 21 問』(弘文堂、平 25・2013 年)2-4 頁)

2015年度

Xは、計画的に被害者を殺害しようという意図を抱いていたのではなく、犯行直前突嗟の間に未必の殺意を生じ、刺身包丁で被害者Aの腹部をめがけて突刺し、肝臓に達する深さ約12cmの刺創を負わせた。

Aは、腹部を突き刺され包丁の取り合いをした後、腹部の激痛に耐えかね、「痛い、痛い」と言って泣きながら「病院へ連れて行ってくれ」と哀願したので、XはAに対する憐憫の情を覚えた上、今更ながら事の重大さに恐怖驚愕して被害者の死亡の結果が発生するのを食い止めるため止血しつつ、Aを自己が運転する自動車に抱き入れて直ちに近くのT病院に連れて行き医師の手に引渡した。その結果、Aは、一命を取りとめた。

XがAをT病院に引き渡すまでの過程で生じた事態(救助の段階における被告人の言動等)。

Xは、AをT病院へ運ぶ途中自動車内において、Aに対して「わしに刺されたといわんようにしてくれ」と言ったところ、Aは、「それを断ってはまた刺されて殺される」と思い、かつ一刻も早く病院へ運んでほしかったので、「お前のよいように言うておけ」と返事した。

Xは、Aを病院へ担ぎこんだ時、AがXに「お前(X)がやったと警察へは言うなよ」と言ったので、 その好意に甘えていた。

XがAを病院へ担ぎ込み、医師の手術施行中病院に滞在している間、Xは、X及びAの共通の友人数名やAの母等に「犯人は自分ではなく、自分以外の者に刺されていた」と嘘をついていた。また、Xは、病院に到着する直前に兇器を川に投げ捨てていた。

XがAを病院へ運び入れた際、その病院の医師に対し、「犯人が自分(X)であることを打ち明け、いつどこでどのような兇器でどのように突刺した」とか、「医師の手術、治療等に対し自己が経済的負担を約する」とかというような「救助のために万全の行動をとっていた」とはいいがたく、単に被害者を病院へ運んだに過ぎない。

この場合、Xの罪責について論ぜよ。

2016年度 (予定)

犯行直前まで状況(A及びCを中心に)

被害者Aは、昭和56年7月5日午後6時頃から、自宅において、Aの妻B、親しい友人であるC及びCの夫Dらとともに飲食し、更に午後8時頃からは、千葉市内T5丁目15番5号所在のスナック「サワ」に右の全員で出向いて飲酒していたが、C夫婦がかなり酩酊してしまい、些細な事で他の客と揉め事を起こし、特にCは酒癖が悪く、喧嘩を始めそうになったため、Aは、午後10時ころ、C夫婦を店から連れ出して帰宅することとし、同店を出た。ところが、Cは、まだ店に残りたい言動を示して大声で喚き散らしていたので、Aは、酔っているから帰ろうとたしなめ、Cを抱えるようにして店の前の道路を横切り、向い側の同市T4丁目14番24号F方倉庫前のコンクリート舗装された敷地上まで連れて行つたが、Cは、Cの夫Dが再び「サワ」店内に戻ってしまったのに気付いて怒り出し、「(夫Dに対して) D、てめえ出て来い。」「こうなったのもてめえのせいだ。」などと大声で喚き散らして暴れ出したため、Aは、再三「酔っているからもう帰ろう。」などと言い、Cの腕を手で摑むなどしてCをたしなめた。しかし、Cはこれを聞き入れようとせず、かえって、Aに対しても「うるせえ、A。放せ、この野郎。」などと喚きながら一層暴れるに至り、AとCの両者は、同所で揉み合う状態となるうち、Aが、Cの腕を払いのける格好となり、そのためCは倉庫のシャッターに頭を打ちつけて大きな音をたて、コンクリート面に尻もちをつくようにして転倒した。

Xの状況

Xは、英国人であり、昭和48年に日本女性と結婚し、まもなく妻とともに来日して日本に住むようになり、英会話を教えるかたわら、空手、柔道等を習っていたものであるが、日本語に対する理解力は未だ十分とはいえない状態にあった。

Xが関与する経緯と結果

そんな昭和 56 年 7 月 5 日午後 10 時 20 分頃、Xは、映画を見ての帰途自転車に乗り原木中山駅方面から稲荷木方面に向け道路左端付近を進行してスナック「サワ」の手前あたりに来た際、「サワ」の入口付近に三、四人の者が群がっているのを認め、道路中央寄りに進路を変えて進行しようとしたところ、道路右側の前記F方倉庫前付近において、AとCが揉み合っているのに気付き、「サワ」の手前で止まって見ていると、AがCの肩や腕に手をかけ、Cの体を引いたり押したりしている様子であり、これに対し、Cは何か声を出しながらそれから逃れようとしているように見えたが、その直後、AがCの腕を引っ張ったよう

に見えた途端、Cが倉庫のシャッターにぶつかつて大きな音をたて、コンクリート面に倒れるのを目撃し、 同時にCが「助けて」と叫ぶ声を聞いた。そこで、Xは、CがAから暴行を受けているものと思い込み、 Cを助けなければならないと考え、その場で自転車から降りながら、Aの方に向かって「やめなさい、女 ですよ。」と叫び、直ちに同女の側まで歩み寄って、Aに背を向ける形で二人の間に割り込み、両手でCの 両腕を掴んで「大丈夫ですか。」と尋ねて、同女を助け起こそうとしたけれども、Cは起き上がれるようで はなかったので、Cから手を放したが、その際、Cは、Xに対し、初め「助けて」と言い、その後「助け て」にあたる英語で「ヘルプミー、ヘルプミー。」と繰り返してXに助けを求めた。そこで、Xは、体を右 に回転させてAの方に向きを変え、Cに対して更に攻撃を加えることはやめるようにという意味で両手を 胸の前に上げ、その掌をAに向ける仕種をしたところ、同人は左足を右足よりやや前に出し、胸の前で両 手を拳に握って左手を前に右手をやや後に構える、いわゆるボクシングのファイティングポーズのような 姿勢をとったので、AがCに対して暴行を加えていたものと思い込んでいたXは、これを見て、更にAが Cのみならず自分に対しても殴りかかつてくるものととっさに判断し、C及び自己の身体を守るため、殴 られまいとしてAの右顔面付近を左足で回し蹴りにしたところ、Aはその場に転倒してしまった。Xは、 既に立ち上がつていたCに「大丈夫ですか。」と声をかけたり、その付近路上にいた人達に「警察呼んで。」 と大声で三度繰り返した後、長居をすればAの仲間が集まってくるなどして自己が攻撃を受けるかも知れ ないと怖くなり、その場を立ち去った。Aは、転倒した際にコンクリート面に左側頭部を打ちつけて、頭 蓋骨骨折等の傷害を負い、そのためAは、7月13日、N病院において脳挫滅により死亡するに至った。 以上の事実関係を前提として、Xの罪責について論ぜよ。